

1. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、一定の要件の下で、審判請求人からの申請を受けて通常の審理に比べて早く行う審理。

- 2024年における早期審理の申出件数は特許で163件、意匠で1件、商標で15件。
- 2024年における早期審理の審理期間は特許で平均3.9か月、意匠で平均0.0か月、商標で平均3.2か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

2. 審理内容の充実にに向けた取組

(1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」（オンライン）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うもの。

- 2024年度は、45件実施（口頭審理全体の57%）。

オンライン口頭審理・関係資料



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankei/shiryo.html

(2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判（無効審判の口頭審理）や、出張面接（審理に関して意思疎通を図るための面接）を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- 2024年度は、1件の巡回審判、7件の出張面接を実施。

巡回審判



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html

出張面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-kyozetu/tihou-mensetu.html

オンライン面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetu.html

(3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」を開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- 2024年度は、6つの分野（特許4分野、意匠分野及び商標分野）において、①一般的な論点や②個別事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

審判実務者研究会報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenyukai/sinposei_kentoukai.html

(4) 審判便覧の利便性向上

審判便覧の節ごとに適時の見直しを行うこととし、審判便覧の版表記を廃止。審判便覧のほかの節、法令の条文及び裁判例へのハイパーリンクを審判便覧に設定し、審判便覧の利便性を向上。

審判便覧



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/sinpan-binran.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 審判部ハイレベル会合等

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- 2024年度は以下の会合等を実施。
- 五庁審判部ハイレベル会合（2024年6月 韓国）。
- 第10回日中審判専門家会合（2024年11月 中国）。
- 第11回日中韓審判専門家会合（2024年11月 中国）。
- 第12回日韓審判専門家会合（2024年12月 日本）。
- 欧州連合知的財産庁との意見交換（2025年2月 オンライン）。

審判分野における国際交流



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html

(2) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- 米国及び欧州より審判分野の専門家を招き、各国の審判制度等について議論（2024年10月 日本）。

国際知財司法シンポジウム2024



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2024.html>